

湖西市病院企業管理規程第3号

湖西市病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を別紙のとおり
制定する。

令和8年3月27日

湖西市病院事業管理者 大貫 義則



湖西市病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

湖西市病院事業職員の給与に関する規程（平成25年湖西市病院企業管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第1号中「第3条第1項第1号」を「第3条第1項」に改める。

別表第4医療職給料表(3)の表中「

6級	看護部長の職務
----	---------

」を「

6級	1 副院長の職務
	2 看護部長の職務

」に改める。

別表第5医療職給料表(3)の表中「

別表第4医療職給料表(3)に定める職務の級（以下「医(3)職務級」という。）の6級の職員	70,000円
----------------------------------------------	---------

」を「

別表第4医療職給料表(3)に定める職務の級（以下「医(3)職務級」という。）の6級の職員のうち、副院長の職にあるもの	75,000円
上記以外の医(3)職務級の6級の職員	70,000円

」に改める。

別表第6研究手当の項中「月額 200,000円」を「月額 50,000円」に改め、同表往診手当の項中「午前0時から午前6時まで」を「午前0時から午前8時15分まで」に、「午後8時から午後12時まで」を「午後5時から午後12時まで」に、「日額 50,000円以内」を「日額 100,000円以内」に改める。

附 則

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 令和8年度における改正後の湖西市病院事業職員の給与に関する規程別表第6の

規定の適用については、同表研究手当の項中「月額 50,000 円」とあるのは、
「月額 100,000 円」とする。